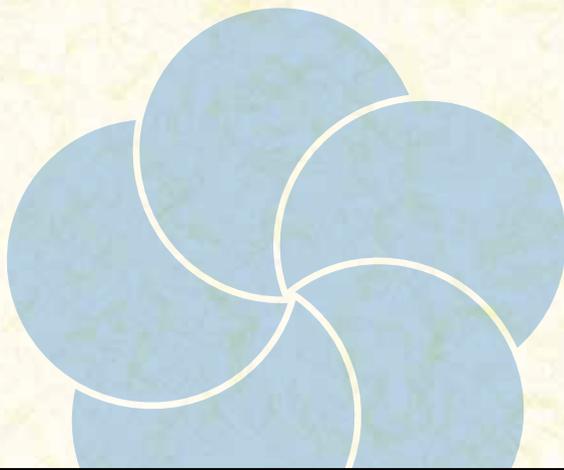


第11章

みんなで行う都市計画

- 1 パートナーシップによるまちづくり …………… 92
- 2 都心部・都心再生のまちづくり …………… 94
- 3 南部創造のまちづくり …………… 96
- 4 産・学・公の連携によるまちづくり …………… 98
- 5 都市計画の決定手続 …………… 99



11-1 パートナーシップによるまちづくり

成熟社会においては、都市計画は市民の生活の質を大切にしながら持続的な社会を作るシステムであることが求められています。

まちづくりを推進するための今日的なキーワードは、市民参加、パートナーシップ及びコミュニティと言えます。本市では、2003(平成15)年に京都市市民参加推進条例を制定し、市民と市のパートナーシップに基づく市政推進の基本理念と原則を定めました。また、新たに2011(平成23)年に地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定しました。

地域の課題を最も良く知る市民と事業者等、行政がまちづくりの担い手として責任を持ち、お互いをパートナーとして認めあい、目指すべき将来像を共有し、その具体化に向けて協働で共通課題に取り組む仕組みで、効果的なまちづくりのルールや方法を明らかにしていくことが不可欠となっています。

こうした取組を通じて、市民一人ひとりが豊かな都市生活を送ることのできるまちづくりを進めていくことが、これからの本市の都市計画の大きな目標と言えます。

■ 都市計画法に基づく市民参加に係る制度の経緯

制定年	時期	制定された市民参加ルール
1968(昭和43)年	新都市計画法制定時	公聴会等の開催、意見書の提出を盛り込む。
1980(昭和55)年	地区計画制度創設時	地域に密着した計画として住民合意を重視し、原案段階で土地所有者等の意見を聞く仕組みを導入。
1992(平成4)年	都市計画法改正時	都市計画マスタープランの策定に当たって、あらかじめ住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずる。
2000(平成12)年	都市計画法改正時	都市計画の案を縦覧する際に理由書の添付を義務付け。
2003(平成15)年	都市計画法改正時	土地所有者等が、都市計画決定や変更を具体的に提案することができる「都市計画提案制度」の創設。
2006(平成18)年	都市計画法改正時	民間事業者の発意を認め、都市計画決定や変更を提案することができる者に一定の条件を満たす団体を追加。

(公財)京都市景観・まちづくりセンター

(公財)京都市景観・まちづくりセンターは、住民、企業、行政のパートナーシップによるまちづくりの橋渡し役として、1998(平成9)年10月に本市によって設立され、2012(平成24)年4月に公益財団法人に移行しました。

また、2005(平成17)年5月には、本市が(公財)京都市景観・まちづくりセンターを景観法の規定による景観整備機構に指定しました。

(公財)京都市景観・まちづくりセンターでは、歴史都市・京都の美しい景観と良好な環境づくりを目指したまちづくりを広く支援する諸活動を通じて、京都の都市としての品格を高めるとともに、住民主体のまちづくりの実現と都市活力の向上に寄与することを目的として、市民、行政、企業、大学等と連携しながら、さまざまな取組を進めています。

■ 主な活動概要

○美しい景観と良好な環境づくりを目指したまちづくりの支援

- ・まちづくり相談
- ・地域活動支援事業
- ・各種セミナーの開催

○歴史的建造物の保全・再生

- ・京町家なんでも相談
- ・京町家関連団体との連携
- ・京町家まちづくりファンドの活用
- ・京町家カルテの作成

○情報発信等

- ・景観・まちづくりシンポジウム
- ・ニュースレターの発行(年4回)
- ・ホームページ等による情報発信

○指定管理業務

ひと・まち交流館京都の地下1階にある「景観・まちづくりセンター」の管理・運営を行い、景観形成及びまちづくりに関する各種事業を実施しています。

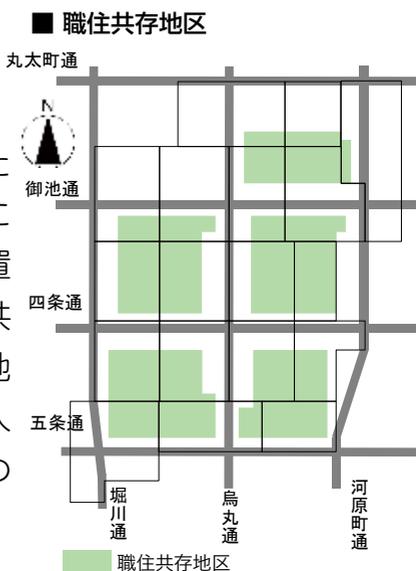
11-2 都心部・都市再生のまちづくり

本市の都心部は、華やぎのある商店街や繁華街、業務機能の集積地、和装卸売業や京友禅などの伝統的な地場産業が営まれる地域など多彩な機能が集積し、また祇園祭などの伝統文化が蓄積され、京町家などによる京都らしい町並みが残る、独特の個性を持つ地域です。

しかし、和装産業など、本市の活力を支えてきた従来の産業活力の低下や、京町家の減少と高層マンションの増加による町並み景観の変容等が課題となっていることから、都心部の再生に向け、市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

■ 職住共存地区のまちづくり

1998(平成10)年4月に策定した「職住共存地区整備ガイドプラン」により、都心再生の先導地区として位置付けている職住共存地区では、職住共存特別用途地区や地区計画による地域の特性に応じた建築ルールの導入など、都心再生に向けての取組を進めています。



職住共存地区

都心商業地の幹線道路(東西:御池通(一部夷川通)・四条通・五条通, 南北:河原町通・烏丸通・堀川通)沿いの街区に囲まれた内部地区で、容積率の上限が400パーセントに指定している約130ヘクタールの区域。

■ 幹線道路沿道地区のまちづくり

都心部の幹線道路沿道地区(商業地域, 容積率700パーセント)において, 地区の特性に応じて様々な取組を行っています。

○御池通沿道のまちづくり

シンボルロードとして整備された御池通沿道については, 京都のメインストリートとして新たなときめきとにぎわいのある空間となるよう, 特別用途地区の指定を行っています。

○烏丸通沿道のまちづくり

京都を代表するメインストリートである烏丸通沿道については, 気品の高さと良質なにぎわいを有する通りであるとともに京都の産業をリードする通りとしての良好な環境と歴史性に配慮した景観形成を目的として, 建物用途を規制する地区計画を定めています。

○四条通沿道のまちづくり

四条通沿道では, 「風格と華やぎ」のある京都を代表する商業・業務地区にふさわしい良好な環境と景観を有する市街地の形成を目的として, 地区計画を定めています。

■ 京都らしいまちなみルールづくり

祇園町南側地区では, 伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みの景観を保全し, 将来の世代に継承していくため, 様々な取組を行うことで, 防災などに関する防災性を確保しながらも細街路を拡幅せずに, そのたたずまいの保全・再生を図っています。

■ 祇園町南側地区



11-3 南部創造のまちづくり

本市の今後の発展を支える南部地域では、都心再生の取組と「車の両輪」としての「創造のまちづくり」を推進するため、2007(平成19)年3月に「新・京都市南部創造まちづくり推進プラン」を策定しました。この新たなプランに基づき、民間都市開発や企業立地の促進等の各種施策の推進を図り、「魅力ある都市環境が整い、新たな可能性が満ち溢れ、創造を続けるまち」を目指した積極的な取組を進めています。

また、2002(平成14)年には、都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域として3地区(京都南部油小路通沿道地域、京都駅南地域、京都久世高田・向日寺戸地域)が指定されています。

■ らくなん進都のまちづくり

らくなん進都は、本市南部の幹線道路である油小路通を中心として、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた面積約607ヘクタールの地区です。この地区を南部地域に新たな都市機能の集積を誘導する「創造のまちづくり」の先導地区と位置付け、地区住民・企業・行政の参画する「らくなん進都整備推進協議会(2000(平成12)年3月設立)」との共汗(パートナーシップ)によるまちづくりを展開しています。

■ らくなん進都のまちづくり



■ 京都駅南口周辺地区のまちづくり

京都駅南口周辺地区は、京都駅に近接する交通利便性の高い地区であり、国際文化観光都市・京都の玄関口にふさわしい都市機能の集積や土地の有効利用を促進すべき地区です。

2001(平成13)年8月に「京都駅南口周辺地区まちづくり指針」を策定し、「にぎわいとやさしさにあふれる魅力あるまちづくり」の実現を目指しています。

■ 久世高田・向日寺戸地域のまちづくり

大規模工場の閉鎖に伴い土地利用転換を図る場合、都市の再生や地域環境の向上の観点を踏まえた計画的な開発の誘導が重要です。

南区と向日市にまたがるキリンビール京都工場跡地においては、本市南西部地域の活性化を図るため、新駅(JR桂川駅)や駅前広場等の都市基盤の整備とともに、土地区画整理事業及び地区計画を活用しつつ、民間活力による計画的な市街地の整備を促進しています。

また、商業・業務、住宅、教育などの複合的な都市機能を誘導し、にぎわいとうるおいのあるまちづくりを進めています。

■ 京都高速道路とらくなん進都



都市再生緊急整備地域

都市再生特別措置法に基づき都市の再生の拠点として、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。民間事業者が事業を行うに当たって、金融支援や税制支援が行われています。

11-4 産・学・公の連携によるまちづくり

■ 桂イノベーションパークの整備

本市では、西京区桂・御陵坂地区に建設されている京都大学桂キャンパスに隣接する「桂イノベーションパーク」を産学公連携による新産業の振興拠点として位置付け、整備、事業展開を図っています。

同パーク内のハード整備では一定の進捗が図られたことから、今後は京都大学、核となる3施設(JSTイノベーションプラザ京都、京大桂ベンチャープラザ(北館)、京大桂ベンチャープラザ(南館))及び進出企業との連携・交流等に重点を移し、新産業の創出・育成を促進し産業振興(研究開発)拠点の形成を目指します。

■ 京都リサーチパーク

「京都リサーチパーク(KRP)」は、京都リサーチパーク株式会社の大阪ガス跡地再開発(約6ヘクタール)により、1989(平成元年)年に開設された都心部に立地する次世代産業のための研究開発拠点です。公的な研究機関や産業支援機関が集積するとともに、IT系を中心としたベンチャー企業が入居しています。

■ 都市計画における大学支援

「大学のまち・京都」を推進するため、大学施設の整備について、長期的な展望に立ち、周辺地域の景観に配慮し、市民との創造的な関わりを形成する等の良好な計画を定め、施設整備を進めようとする大学については、大学の流出防止や学術研究機能の拡充を図るため、地区計画制度等の活用と併せた都市計画の見直しや弾力的運用を図っています。

11-5 都市計画の決定手続

都市計画の決定手続

※ここでいう「法」は、都市計画法をいいます。

京都市が決定する都市計画

